

平成31年度

短期経理・ 介護保険の 「財源率」

短期給付（医療給付）

昨年度と変更ありません

標準報酬制となった平成27年以降、組合員数および標準報酬月額につきましては、大幅な増減はなく推移しており、今年度も昨年度と同程度を見込んでいます。また、費用面では依然、医療費が高止まりの傾向にあり、高齢者への拠出金等は高い水準で推移している状況となっています。

このことから、短期給付の財源率^{※1}を昨年と同様の95.04%と設定した場合、損失金が生じる見込みとなりますが、給与改定等の影響によりここ数年利益金が生じており、剰余金があることから今年度は財源率を据え置くことといたします。しかしながら、前述のとおり今後も厳しい財政状況が続くことが予想されますので、組合員および被扶養者の皆様におかれましては、今一度日頃からの健康管理を心がけていただくとともに、特定健康診査・特定保健指導や当組合の健康サポート事業、ジェネリック医薬品等を積極的にご活用いただき、医療費の削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※1 財源率とは、標準報酬の月額や標準期末手当等の額に対する掛金率（組合員が負担）と負担金率（地方公共団体が負担）を合わせた率です。

平成31年度

基本保険料率と特定保険料率

標準報酬の月額・
標準期末手当等の額

掛金率	基本保険料率 ^{※2}	26.20%
	特定保険料率 ^{※3}	21.32%
	計	47.52%
負担金率	基本保険料率 ^{※2}	26.20%
	特定保険料率 ^{※3}	21.32%
	計	47.52%
短期経理財源率（合計）		95.04%

※2 基本保険料率とは、組合員と被扶養者の医療給付に充てるための財源率です。

※3 特定保険料率とは、高齢者医療制度への拠出金に充てるための財源率です。

介護保険

0.45%引き上げとなります

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護納付金の算定方法の一部に総報酬割（報酬総額に比例した負担）が取り入れられ、平成29年8月以降、この負担割合は段階的に引き上げられることになっています。今年度および来年度はその負担割合が変更となる年であることから、介護納付金は大きく増加することが見込まれ財政状況は一段と厳しさを増す状況となっています。

このことから財源率の大幅な引き上げが避けられない状況となっていますが、今年度の介護保険の掛金率につきましては介護積立金を活用することにより、0.45%の引き上げといたします。



平成31年度の公的年金額は0.1%引き上げ

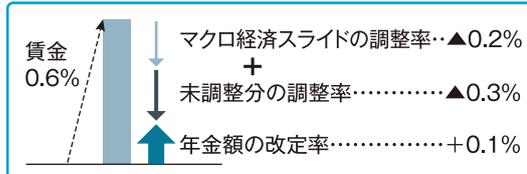
公的年金の給付額は、毎年度の物価や賃金の変動に合わせて改定されます。平成31年度の年金額は、物価変動率が+1.0%、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が+0.6%となることから引き上げられます。物価と賃金が上昇したことから、年金給付の伸びを抑制するマクロ経済スライド^{※1}が4年ぶりに発動され、また、過去にマクロ経済スライドを行わず未調整(キャリアオーバー)になっていた分の調整も行われます。

年金額の改定率は、法定により^{※2}賃金変動率+0.6%からマクロ経済スライドによる調整分の▲0.2%、前年度までの未調整分の▲0.3%を控除した+0.1%となります。国民年金(月額)は、平成30年度に比べ67円増の6万5,008円となります。

	平成30年度(月額)	平成31年度(月額)
国民年金(老齢基礎年金(満額):1人分)	64,941円	65,008円(+67円)
厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額 ^{※3})	221,277円	221,504円(+227円)

<平成31年度の参考指標>

- ・物価変動率……………+1.0%
- ・名目手取り賃金変動率……………+0.6%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率……………▲0.2%
- ・マクロ経済スライド未調整分……………▲0.3%



- ※1 マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。
- ※2 年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、新規裁定年金、既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。
- ※3 厚生年金額の例とは、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

平成31年度の65歳以降の在職老齢年金^{※4}の支給停止調整額は47万円に

年金を受給しながら働いて賃金を得ている人は、賃金と年金の合計額によっては、年金額が調整されます。平成31年度の65歳以降の在職老齢年金の支給停止調整額は、47万円に改定されます。なお、60歳台前半の支給停止調整額(28万円)については変更ありません。

	平成30年度	平成31年度
60歳台前半(60~64歳)の支給停止調整額	28万円	28万円
65歳以降の支給停止調整額	46万円	47万円

※4 在職老齢年金の詳細については、「Well 2019年1月号」をご覧ください。

60歳台前半の人

賃金と年金の合計額が支給停止調整額(28万円)を超える場合、超える部分の2分の1の年金額が停止されます。一定額を超えると、全額停止となります。

65歳以降の人

賃金と年金の合計額が支給停止調整額(47万円)を超える場合、超える部分の2分の1の年金額が停止されます。

組合員の皆様へ

5月下旬に「給付算定基礎額残高通知書」が 全国市町村職員共済組合連合会から送付されます

「給付算定基礎額残高通知書」は、平成27年10月から平成31年3月までの組合員期間に積み立てた、将来の退職等年金給付(年金払い退職給付)の原資となる「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせするものです。

「給付算定基礎額残高通知書」の見方や、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要、給付の計算方法等についての詳細は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。



全国市町村職員共済組合連合会ホームページ ▶ <https://ssl.shichousonren.or.jp/>